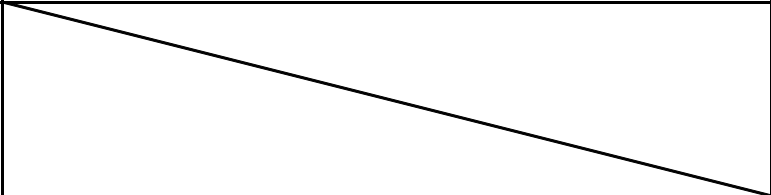


平成29年度調達等合理化計画実施自己評価

平成29年度調達等合理化計画	業務実績	自己評価
2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標） (1) 研究開発用及び業務運営に係る物品・役務等の調達 研究開発用及び業務運営に係る物品・役務の調達について、調達業務の効率化・合理化の観点から、平成29年度においても、引き続き①～④の取組を実施することで、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を目指す。		研究開発用に係る物品及び役務の調達について、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を行うことが出来た。また、業務運営に係る物品・役務等の調達についても効率的な調達を行うことができた。
① 単価契約の対象品目の見直しを行い、調達手続きの簡素化と納期の短縮等を図る。 【調達手続きの簡素化と納期の短縮】	単価契約の対象品目の追加等を行い、通常の物品調達の場合と比較して、納品に要する期間を2週間程度短縮するなど調達手続きの簡素化を図った。 単価契約件数：256件（前年度230件）	単価契約は調達手続きの簡素化と納期の短縮に効果があることから、対象品目の見直しに引き続き取り組むこととする。
② 物品・役務について共同調達又は一括調達の取組を推進する。 【調達手続きに要する事務量の節減】	農業・食品産業技術総合研究機構及び国際農林水産業研究センターとの共同調達を引き続き実施すると共に、支所等においても地域農業研究センター等と新たに共同調達を実施するなど以下の取組を行い、調達手続きに要する事務の軽減を図った。 ・森林総合研究所と育種センター（1件（前年度1件）） ・森林総合研究所と農研機構等（4件（前年度3件）） ・北海道支所と北海道育種場（6件（前年度7件）） ・北海道支所と北海道農業研究センター（1件（前年度0）） ・東北支所と東北育種場（9件（前年度8件）） ・東北支所、東北育種場と東北農業研究センター（1件（前年度0）） ・九州支所と九州育種場（5件（前年度5件）） ・森林整備センターと森林保険センター（1件（前年度1件）） ・森林整備センター、関東整備局と森林保険センター（2件（前年度2件））	共同調達又は一括調達の取組は、調達手続きに要する事務の節減及び経費の節減に効果があることから、引き続き取り組むこととする。
③ 複数年にわたる調達が経済的又は効率的と判断されるものについては、複数年契約を行うことにより、調達金額の節減及び調達事務の効率化を図る。 【調達手続きに要する事務量の節減】	施設の保守管理業務、自動車・複写機の借り上げ等複数年契約に移行することにより、調達手続きに要する事務の軽減を図った。 ・複数年契約：115件（前年度134件）	複数年契約は、調達金額の節減及び調達事務の効率化に効果があることから、引き続き取り組むこととする。
④ 契約事務取扱要領において明確にした随意契約によることができる具体的事由について、その内容の徹底を図る。 【契約事務取扱要領「随意契約の基準」の適用件数】	契約事務取扱要領において明確にした随意契約によることができる具体的事由について、審査を行い確認した。 ・随意契約審査委員会：森林総合研究所（育種センターを含む。）29回34件（前年度29回34件）、森林整備センター25回25件（前年度36回51件）、森林保険センター1回1件（前年度1回5件）	契約事務取扱要領において明確にした随意契約によることができる具体的事由について、その内容の徹底を引き続き進めることとする。

平成29年度調達等合理化計画	業務実績	自己評価
2. (2) 一者応札・応募の改善 一者応札・応募となっている調達について、新規委託研究事業の受託の増加に伴い平成27年度と比較して平成28年度は件数は減少しているが、金額は増加している。このため、平成29年度においては、前年度からの①～③の取組に加えて④を行うことにより、更なる適正な調達を目指す。		
① 入札審査委員会による事前審査の実施 【審査件数】		一者応札・応募の改善については、計画した取組を実施し、入札件数は平成28年度と比較し増加したにもかかわらず、一者応札は減少しており、平成30年度も引き続き同様の各取組を実施する。
② 調達見通しを作成しホームページで公表 【公表件数】		
③ 入札説明書受領者へのアンケートの実施 【アンケート実施件数】		
④ ホームページから仕様書のダウンロードを可能とする仕組みの導入 【仕様書のアップロード件数】		

平成29年度調達等合理化計画	業務実績	自己評価
3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標） 当法人が平成27年12月に公表した「国立研究開発法人森林総合研究所における不適正経理処理事案に係る調査報告書」における再発防止策については、（1）、（2）及び（3）を含めて引き続きこれを継続する。 また、調達ガバナンスの徹底を図るため（4）の措置についても併せて行う。		
（1）検収の徹底 不適正経理処理の発生を未然に防止するため、新たな検査体制の徹底を図り、契約業者から納品される調達対象物品等は、すべて検収担当部署のスタッフが検収を行い、検査調書（又は検査関係書類）を作成することとする。 【監査室による点検実績等】	新たな検査体制の徹底を図り、契約業者から納品される調達対象物品等はすべて検収担当部署のスタッフが検収を行い、検査調書（又は検査関係書類）を作成する取組を実施した。 検収の徹底状況について内部監査を実施した。 （平成29年12月12日 監査対象部署：調達適正課検収係）	新たな検査体制の徹底を図り、契約業者から納品される調達対象物品等は、すべて検収担当部署のスタッフが検収を行い、検査調書（または検査関係書類）を作成する取組を実施した。 内部監査により徹底状況を把握した結果、問題はなかった。また、物品の使用状況についても問題はなかった。 以上のことから、引き続き取組を実施することとする。
（2）研究費執行マニュアルの改定等 預け金、契約権限のない研究員による発注といった研究費の不正使用の防止及び適切な執行を行うために、調達手続の枠組みやこれまでの不適正経理処理事案等をまとめた研究費執行マニュアルを必要に応じて改定するとともに、調達担当職員のみならず研究員に対しても研修を実施することとする。 【研究費執行マニュアルの改定及び研修の実施等】	「研究費の使用に関するハンドブック」（研究費執行マニュアル）を改定（組織の名称等）した。 また、以下のマニュアルについて、注意点の追加等の改定を行い、事務説明会の開催（平成29年7月27日）及びe-ラーニングによる定着度把握の取組を行った。 ・公的研究費の事務手引き（平成29年7月18日改定） ・科学研究費助成事業（科研費）経理事務手引き（平成29年7月18日改定）	預け金、契約権限のない研究員による発注といった研究費の不正使用の防止及び適切な執行を行うために、研究費執行マニュアルを改定し、調達担当職員及び研究員に対する研修を実施した。引き続き同様の取組を実施することとする。
（3）コンプライアンス・ハンドブックの改定 研究費の不正使用の防止及び公平性・透明性の高い調達のため、コンプライアンス・ハンドブックを改定するとともに周知徹底を図る。 【コンプライアンス・ハンドブックの改定】	「コンプライアンス・ハンドブック」を改定（事例追加等）し、職員に周知を行った。 また、コンプライアンス意識調査結果を踏まえ、非常勤職員を対象に、改定したコンプライアンス・ハンドブックを用いたコンプライアンス研修（平成29年12月1日開催）を実施した。 （参加者：199名）	研究費の不正使用の防止及び公平性・透明性の高い調達を行うために、コンプライアンス・ハンドブックを改定し、周知徹底を図った。引き続き同様の取組を実施することとする。
（4）随意契約審査委員会による点検 少額随意契約以外に新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に法人内に設置された随意契約審査委員会において、契約事務取扱規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を受けることとする。 【随意契約審査委員会による事前点検実績等】	随意契約審査委員会において、契約事務取扱規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を実施した。 ・随意契約審査委員会：森林総合研究所（育種センターを含む。）29回34件（前年度29回34件）、森林整備センター25回25件（前年度36回51件）、森林保険センター1回1件（前年度1回5件） また、契約監視委員会による審査を行い、透明性、公平性の確保に努めた。	随意契約審査委員会による点検を継続するとともに、契約監視委員会による審査を引き続き行うことにより、調達におけるガバナンスの徹底を図ることとする。